

令和8年度（2026年度）

DX推進リーダー育成事業委託業務

仕様書

## 1 業務名

令和8年度（2026年度）DX推進リーダー育成事業委託業務

## 2 目的

熊本県では、県全体でのDXを実現するため、産学行政連携による「くまもとDX推進コンソーシアム」（以下「コンソーシアム」という。）における講演・イベント・セミナー等の開催や、ホームページ等での企業等の取組事例の紹介のほか、データ活用事例の創出など、県内企業等の理解促進、機運醸成に資する取組みを進めてきた。

企業等がデジタル化、DXを導入するためには、DXの基礎知識を有し、実行できる人材に加えて、DXを牽引できる推進リーダーが必要となる。

こうした点を踏まえ、本事業は、県内企業・団体に所属する従業員を対象に、デジタル・DXに関する基礎的な知識を体系的に習得する機会を提供し、県内におけるDX人材の裾野拡大を図ることを目的とする。

あわせて、デジタル技術を活用した解決策の検討を行う実践的な研修カリキュラムを通じて、業務改善やDXの取組を現場で主体的に推進できる「DX推進リーダー」を育成し、企業等におけるDXの実装につなげるものである。

## 3 委託期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月26日（金）まで

## 4 業務内容

本事業の目的を達成するため、以下（1）～（3）の業務を実施すること。

### **（1）研修の企画・運営**

- ・熊本県内の事業所に所属する従業員を対象に、デジタル化・DXの基礎知識の習得を目的とする「基礎研修」と社内でDXを実践できるリーダーの育成を目的とする「実践研修」の2つの研修を企画・運営すること。
- ・実践研修については、基礎研修も含めたカリキュラムとすること。

#### i 基礎研修

##### ①研修の内容

- ・基礎研修は、DX推進に必要な基礎知識の習得を目的として、eラーニング等（オンデマンド学習、ウェビナー（ライブ配信／アーカイブ配信を含む）等）により実施すること。
- ・受講者の主体的な研修受講につながるよう、学習状況の可視化、フィードバック等、受講促進のための工夫を行うこと。
- ・研修の内容は、全てのビジネスパーソンが共通して身につけるべきデジタルリテラシー範囲として、経済産業省等が策定した「Di-Lite」の3つの領域（※）を対象に含め、推奨資格の取得につながるものであること。

※ 3つの領域と推奨資格

領域	推奨資格
「ITソフトウェア領域」	ITパスポート試験
「数理・データサイエンス領域」	G検定（ジェネラリスト検定）
「AI／ディープラーニング領域」	データサイエンティスト検定 <sup>TM</sup> リテラシーレベル

②受講対象者等

- ・受講者は、熊本県内の事業所に所属する従業員とし、企業・団体の規模及び業種は問わない。
- ・基礎研修の受講者は、実践研修の受講者を含め最大200名とする。

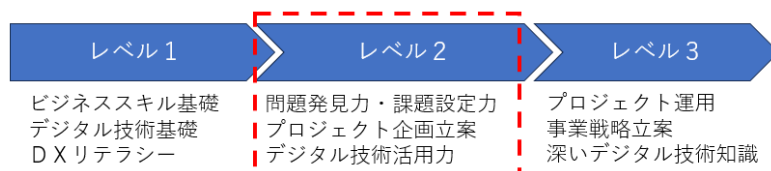
③研修効果の把握

- ・研修の効果を把握するため、受講者の習熟度や知識レベル等について調査し、結果を分析すること。

ii 実践研修

①得るべき人材像

- ・実践研修により得るべき人材像・レベル感は、次のア～ウ及び図のとおりとすること。
  - ア) 企業・団体におけるデジタル化・DXのリーダー・推進役、社内イノベーター
  - イ) 自社の方針や社内外のニーズを理解し、デジタルを活用した企画を立案、実施できる人材
  - ウ) 自社の課題解決や販路拡大のために必要なシステム、技術等を判断できる人材



②受講対象者等

- ・受講者は、熊本県内の事業所に所属する従業員とし、企業・団体の規模及び業種は問わない。
- ・実践研修の受講者は40名程度（20社程度）とし、同一企業・団体から原則2名の参加とする。うち1名については、研修後の実装を念頭に、原則、企業・団体においてデジタル化・DX推進に関する業務に携わっている者、プロジェクトチームリーダー、次期経営層等とすること。

③研修の内容

- ・デジタル技術を活用した改善策を検討し、社内で推進できるリーダーの育成につながる全4回の研修会（研修会3回+成果報告会1回）を実施すること。
- ・研修には、問題発見力、課題設定力、デジタル技術の基礎理解等に関する座学、ワークショップ、参加企業の課題抽出・分析、デジタルを活用した課題解決策（デジタル改善プラン）の検討を含むこと。なお、デジタル改善プランは、デジタルツールの導入による業務効率化やコスト削減に留まらず、ビジネスモデルの革新などにつながるよう取り組むこと。
- ・受講者の知識レベルの均衡化と研修内容の理解を深める観点から、基礎研修を取り入れた構成とすること。

- ・成果報告会を実施し、原則、全参加企業が自社のデジタル改善プランの報告を行うこと。
- ・実施場所は熊本市内、方法は原則、対面・集合型研修とし、会場は受託者が確保すること。なお、受講者が希望する場合、オンライン受講も可能とすること。
- ・講師等への必要な経費（謝金・交通費等）の支払いは、受託者が行うこと。

#### ④研修の成果

- ・各研修会実施後、受講者（参加企業）へアンケートを実施し、研修内容の満足度等を評価すること。
- ・研修の効果を把握するため、受講者の習熟度や知識レベル等について調査し、結果を整理すること。
- ・自社の課題を分析し、その課題に対してデジタル技術を活用した解決策を立案したうえで、実行計画となる「デジタル改善プラン」を参加企業ごとに策定すること。
- ・デジタル改善プランは、研修後も継続的かつ自律的に検討・実施が行われるよう、参加企業の経営層や管理職へ事前に共有し、必要に応じて意見を取り込むこと。

#### ⑤参加企業のフォローアップ

- ・参加企業における課題抽出・分析及び、デジタル技術を活用した「デジタル改善プラン」の検討支援や質疑対応について本事業の目的を踏まえ実施すること。各企業の進捗状況を把握し、「デジタル改善プラン」の完成まで、全参加企業に対し、継続的かつ十分なフォローアップを行うこと。
- ・各研修会終了後、研修内容に関わる受講者からの質疑に対応すること。

### (2) 参加企業・受講者の募集

- ・受託者は、当事業に関する事業の趣旨・目的、対象者、参加条件、研修スケジュール等を記載した広報媒体等により、研修参加企業・受講者の募集を行い、参加申込状況は適宜県へ報告すること。
- ・WEBフォームの設置等により、参加の申込受付を行うこと。
- ・応募多数の場合の選定方法を予め定め、参加企業・受講者の募集時に示すこと。
- ・応募少数の場合は、追加の募集を行うこと。
- ・参加決定の通知及びカリキュラム全体の説明、開催直前における受講者へのリマインド、開催当日の受講者対応（出欠確認、問合せ対応等）を行うこと。

### (3) その他

- ・本業務の円滑な運営に向けたスケジュールを作成し、進捗管理及び課題管理を行うこと。なお、進捗管理及び課題管理の状況については、必要に応じて随時県へ報告すること。
- ・当該研修で習得した知識・技能の定着度を客観的に把握し、キャリア形成を促進する観点から、関連する資格試験への受験を推奨すること。また、研修終了後、受講者の資格試験の受験状況及び取得状況を確認し、その結果を整理すること。
- ・コンソーシアムホームページ等へ事業の成果を掲載するため、事業報告書を要約した掲載記事案を作成すること。

## **5 委託業務に係る対象経費**

対象経費は、上記「4 業務内容」に掲げる業務を行うために必要であり、かつ受託者の通常業務との仕分けが可能な次の経費とする。

(1) 旅費

(2) 人件費

直接従事した時間に相当する金額のみとする。また、時間外労働（残業・休日出勤等）については、事業内容から判断し必要不可欠な場合のみとする。

(3) 研修会開催費

講師への謝金・旅費、会場使用料、資料作成費、消耗品費等

(4) 広報費

リーフレットの作成など受講者募集に要する経費等

(5) その他経費

本事業の実施に直接必要な経費（消耗品、謝金、会場使用料、通信運搬費、その他特に必要と認められる経費）

(6) 一般管理費

上記（1）～（5）の経費の合計額の10%以内の額

## **6 成果品の提出**

提出する成果品は以下のとおりとし、電子データで提出すること。

(1) 実施報告書（A4判）

(2) 研修で使用した教材（本研修で使用する動画や録画データ、テキスト等）

(3) その他、本事業に付随して作成・収集した資料等で委託者が必要と認める資料

## **7 その他**

(1) 本業務の遂行にあたっては、委託者と十分に協議を行い、委託者の意見や要望を取り入れながら実施すること。

(2) 受託者は、業務の進捗に応じて、定期的に報告を行うこと。

(3) 研修で使用した教材について、委託期間終了後も県庁内で共有する場合がある。ただし、受託者に無断で熊本県以外の第三者に配布することはしない。

(4) 受託者は、本事業の実施に関する書類や会計帳簿等を整備し、事業完了後においても5年間保存すること。